

横植協会03-20号
令和3年10月18日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第20号を送信します。

N.Z.トマト種子及び苗等に対する 暫定措置の実施
【ニュージーランドでの Pepino mosaic virus 発生に伴う対応について】

掲題の件について、全国植物検疫協会を通じて農林水産省植物防疫課から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

- (1) 令和3年6月、ニュージーランドから同国で新たにPepino mosaic virus (PepMV:植物防疫法施行規則別表2の2の25項で輸出国での精密検定実施を要求)の発生確認を受け、日本向けのトマト種子及び苗に対する検査証明書の発給停止する旨の連絡。
- (2) 9月、規則別表2の2の25項掲げる基準を満たすことにより輸出を再開したい旨の連絡。

ニュージーランドからの連絡を受けての輸入検査における対応

令和3年10月18日以降に同国が発給した検査証明書が添付された対象植物について、規則別表2の2の25項の規定に基づく検査が行われ、かつ、PepMVに侵されていないことが追記されていることを確認。結果、当該追記が適切に行われていることを確認できない場合は、廃棄を命ずる。

(詳細については、別添ファイルを参照願います)

以 上

令和3年10月15日

ニュージーランドでの *Pepino mosaic virus* 発生に伴う対応について

1. 経緯

- (1) ニュージーランドから本年6月10日付け書簡により、同国で新たに *Pepino mosaic virus* (PepMV: 植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）別表2の2の25項で輸出国での精密検定実施を要求）の発生が確認されたことを受け、日本向けのトマト種子及び苗に対する検査証明書の発給を停止する旨の連絡。
- (2) ニュージーランドから9月30日付け書簡にて、規則別表2の2の25項に掲げる植物について、同項に掲げる基準を満たすことにより輸出を再開したい旨の連絡。

2. 暫定措置

ニュージーランドからの連絡を受け、輸入検査において以下の対応を実施する。

(1) 検査証明書の確認

① 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、ニュージーランド産の規則別表2の2の25項に掲げる植物

② 確認内容

令和3年10月18日以降に同国が発給した検査証明書が添付された対象植物について、規則別表2の2の25項の規定に基づく検査が行われ、かつ、PepMVに侵されていないことが追記されていること

- (2) (1)の確認の結果、当該追記が適切に行われていることを確認できない場合は、廃棄（返送を含む。）を命ずる。

3. その他

規則の次期改正時に、ニュージーランドを規則別表2の2の25項に掲げる地域への追加を予定。